

サービス事業の人員等の基準

	訪問型サービス（みなし） A 2	訪問型サービス（独自） A 3	通所型サービス（みなし） A 6
人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 <p>【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2 <p>【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※1支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可。</p> <p>※2一部非常勤職員も可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1 専従1以上（常勤・非常勤を問わない、以下同じ） ・従事者 必要数 <p>【資格要件：一定の研修受講者※2又は介護福祉士等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業責任者 従事者のうち必要数 <p>【資格要件：従事者に同じ】</p> <p>※1支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可。</p> <p>※2一定の研修とは、介護保険の概略、個人情報保護等の基本的な内容となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上 （生活相談員・介護職員の1以上は常勤） ・機能訓練指導員 1以上 <p>※1支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可。</p>
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営に必要な広さを有する占有の区画 ・必要な設備・備品 		<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 <p>（現行の基準と同等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 <p>（現行の基準と同等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 <p>（現行の基準と同等）</p>